

議員提出議案第七号

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

右の議案を提出する。

平成十九年十月十七日

提出者 杉並区議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
今井	河津	小川	鈴木	原口	井口	藤本	渡辺	小野	岩田	島田	富本		
	利恵子	宗次郎	信男	昭人	かづ子	なおや	富士雄	清人	いくま	敏光	卓		

杉並区議会議長 河野 庄次郎 様

## 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

現在、平成二十年四月からの施行に向け、後期高齢者医療制度については、全国各地において準備が進められている。

後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して医療を受けられるようにするため、その費用は国が責任をもつて負担すべきものである。

しかしながら、厚生労働省は、各都道府県の広域連合の所得格差による財政力の不均衡を調整するため、交付調整された減額分を、被保険者の保険料に加算しようとしている。

本来、国が負担すべき減額分を保険料に加算することは、諸制度の変更とともに高齢者の負担を増やし、その生活に大きな影響を与えることは必至である。

よって、杉並区議会は、政府に対し、後期高齢者の保険料等に影響を生じさせないため、次の事項を実現するよう強く求めるものである。

- 一 療養給付に対する定率交付は、十二分の四を確保すること。
- 二 調整交付金は、国において別枠で調整額を確保すること。
- 三 保険料の設定は、高齢者の生活実態に即したものになるよう、国民健康保険の保険料相当とすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十月十七日

杉並区議会議長名

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて